

施策	36	生活困難者の自立及び支援	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり		
施策主管課	福祉課	課長名	伊藤 晃	内線	5710	政策担当部長名	健康福祉部長 寺澤保義
施策関係課名	子育て支援課、保健課、地域計画課、(飯田市社会福祉協議会地域福祉課)						
重点施策	関連計画	飯田市地域福祉計画・飯田市地域福祉活動計画					

1 施策の目的

目的	対象	生活に困っている人
	意図	①課題や不安を持つ人が少なくなる ②自立した生活を送ることができる。

2 現状把握

(1)対象指標、成果指標の状況

対象指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
①	自身では解決できなくて公に相談にきた人(生活相談数)	人	489	1,982	2,166	1,915	2,243	2,641	4,461		
②	生活保護者(中国残留邦人等支援事業対象者を除いた人数)	人	399	381	402	427	460	481	484		
③	生活保護を受けている世帯の割合	‰	3.79	3.48	3.72	3.90	4.40	4.64	4.67		
成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	実績値 28年度	目標値 28年度	指標の 傾向
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理											
①	生活困難に関する相談者のうち、相談によって状況が改善された人の割合 ※本指標は、改善を測る判断基準がない	%	98.0						99.8	99.8	-
②	生活保護を受けている人の中で自立した人の数	人	22	43	46	45	30	31	33	35	○

(2)成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	24年度	25年度	26年度	27年度	実績値 28年度	目標値 28年度	指標の 傾向
行政	市(国・県) ①生活困難者に必要な生活相談に応じる。(生活保護法、生活困窮者自立支援法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) ②生活困難者の自立を支援する。(生活保護法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) ③市民や事業者の福祉活動を支援する。 ④生活困難者へ居住の場所を提供する。	①相談者数(把握方法:成果指標の再掲) ②自立支援 ・生活保護者が就労した人数 ・母子家庭の自立支援をした数 (把握方法:福祉課、子育て支援課で把握)	① 2,166	1,915	2,243	2,641	4,461	2,300	◎
		③中国帰国者日本語教室及び交流会への参加者数(把握方法:福祉課で把握)	③ 434	562	411	430	443	延べ 350 人	○
		④公営住宅の入居戸数(把握方法:地域計画課で把握)(合併により変更)	④ 733	709	675	684	673	800	○
		②生活保護者が就労した人数 ・母子家庭の自立支援をした数 (把握方法:福祉課、子育て支援課で把握)	② 27	34	29	74	76	就労 50人 母子 15人	◎
主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項(後期5箇年)						
市民等	個人	①生活困難者のことを良く理解する。 ②ボランティア活動などに参加し、生活困難者を支援する。 ③生活困難者は自立に向けて自助努力する。	・福祉ボランティア活動への参加者数						
	福祉事業者 NPO法人	①生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。	・平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援機関であるまいさぼ飯田と関係機関が連携しながら自立に向けた支援を行っている。 ・まいさぼネットワーク会議を開催し、ネットワークづくりと社会資源の開発を行った。						
	各種団体(例: 市民団体)	①生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。							

役割の発揮状況		
後期（5箇年）	行政として多様な主体に対する協働の働きかけの取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働年齢層である被保護者は、稼働能力と活用する就労の場や意思を見極める中で、ハローワークと連携を図りながら就労に向けた自立支援に組織的に取り組んだ。生活保護法の改正により、平成27年度より被保護者就労支援事業が創設され就労支援員を配置したことにより、一層の就労による自立を図っていく。 ・生活困窮者に対する支援として、自立相談支援機関であるまいさぼ飯田やハローワーク、NPO法人、一般企業、民生児童委員など関係機関等との連携を図り、自立支援に取り組んだ。 ・平成28年度から任意事業である家計相談支援事業を開始し、多くの相談者が抱える家計の立て直しを図るための研究を深めた。
	多様な主体の協働を推進していくための課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づく支援策をより一層推進していくために、入口の部分では、早期に対象者を把握するために、民生児童委員や地域住民といったインフォーマルな主体との連携、出口の部分では、さらなる関係機関との連携体制の構築と社会資源の整備、開拓が必要である。 ・生活困窮者は複合的な課題を有していることより、就労準備支援事業や学習支援事業など任意事業の導入に向けた研究を深めていく必要がある。特に子どもの貧困対策に対して関係部署の連携が必要である。

3 施策を取り巻く状況変化・有識者等の意見

この施策に対して有識者等（議会、市民、関係者・団体等を含む。）からどんな意見や要望が寄せられているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会から、生活困窮者自立支援制度に係る就労準備支援事業や学習支援事業といった任意事業に取り組んでもらいたいという意見がある。 ・議会から、生活困窮者自立支援制度に係る庁内連携を進めてほしいという意見がある。 ・議会から、生活困窮者自立支援制度の着実な推進に取組まれたい。また生活保護から自立できるよう、必要な支援措置を拡充されたという意見がある。 ・市民から、生活保護を受けられるのに申請を遠慮したり、働けるのに働かないで受給していたりという実態もあるのではないかと。真に困っている人を支援できるような対応をしていただきたいという意見がある。 ・市民から、生活困窮者への支援は体系的に整っているように見えるが、実際のところ法律相談は社会福祉協議会（東新町）、生活困窮者は生活就労支援センター（高羽町）、生活保護は福祉事務所（大久保町）と場所が分散している。利用される市民の皆さんの視点に立ち、ワンストップサービスの提供の検討を要望するという意見がある。
施策を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか。	<ul style="list-style-type: none"> ・依然として、被保護世帯数・被保護人員・保護率は増加しているが、率は鈍化している。 ・平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、現に生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことにより、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることが期待されている。 ・生活保護法の一部を改正する法律が施行され、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供と助言を行う被保護者就労支援事業が創設された。 ・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の改革は、重層的なセーフティネット構築を目指す施策であり、両制度の一体的・連続的な支援の実施を行う。

4 評価結果（後期5箇年）

(1) 実施した事務事業の評価（取組みの状況評価）	(2) 施策全体の評価（外部要因も含めた総合的な評価）
<input type="checkbox"/> 計画どおり取り組めた <input checked="" type="checkbox"/> おおむね計画どおり <input type="checkbox"/> あまり取り組めなかった <input type="checkbox"/> 達成できなかった	<input checked="" type="checkbox"/> 進んだ <input checked="" type="checkbox"/> ある程度進んだ <input type="checkbox"/> あまり進まなかった <input type="checkbox"/> 進まなかった

5 後期5箇年の取組評価（主に取り組んできた事項とその成果・成果が得られた要因）

<p>【評価結果の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な寄せられる生活相談の個別事案に対し、生活保護制度の適正な運用と生活困窮者の自立支援策などを講じた。生活保護からの自立や生活困窮者の自立支援策を進めた一方で、生活保護世帯や生活困窮事案が増加したことより、施策全体の評価は「ある程度進んだ」とした。 <p>【事務事業群テーマ別の評価】</p> <p><住居等の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅、厚生住宅への入居などにより居住場所の確保に務めるとともに、母子生活支援（北方寮）に関して、いわゆる屋根貸しから、地域内で自立を目指す住居支援への転換を進めた。また、平成27年度からの生活困窮者自立支援法の施行により、住居がない者や失う恐れのある者に対して、住居確保給付金や一時生活支援事業を実施し、住居の確保に務めた。 ・平成28年度から、公営住宅、厚生住宅は長野県住宅供給公社へ管理委託された。 <p><生活への援助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な寄せられる相談の中から、生活への援助が必要なケースに対して、各種制度や事業により対応した。また、低所得者に対する消費税影響緩和策として、平成26年度から臨時福祉給付金を給付した。 ・生活困窮者自立支援法の施行により、自立相談支援機関であるまいさぼ飯田が、福祉事務所や教育機関等と連携しながら、ひとり親家庭等に対する相談や食糧支援等を行った。併せて、子どもの学習支援や食事提供による居場所づくりの取組を支援した。 <p><就労自立の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給世帯、障がい者やひとり親家庭などで就労を行う者に対しては、ハローワークや障害サービス提供事業者、福祉企業センター等と協力して、支援を行った。また、平成23～25年度は県が、平成26年度は県社協に業務委託した信州パーソナル・モデル事業として、平成27年度からは生活困窮者自立支援法が施行され、自立支援機関であるまいさぼ飯田において関係機関と連携を図りながら、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的、個別的、継続的な寄り添い型の支援を行い、また出口の部分で社会資源の把握と開拓に務めた。 ・6カ所の福祉企業センターの受託収入は減少傾向である。また一部のセンターでは利用者の減少が見受けられる。 <p><生活保護の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談の段階では生活保護受給申請の意思を尊重して対応している。生活保護受給世帯に対しては、保護制度に則り査察指導員の指導・助言のもと、担当ケースワーカーが援助方針に基づいた援助指導及び年間訪問計画により適正実施に務めている。生活保護法の改正により、平成27年度より被保護者就労支援事業が創設され就労支援員を配置し、依然として厳しい経済情勢の中で、ハローワークと連携を図りながら稼働年齢層の者に対して就労自立に務めている。 ・中国帰国者等生活支援費受給世帯では、対象者の高齢化により支援世帯数は年々減少している。法改正により、特定配偶者に対して配偶者支援金が支給される。 <p><自立生活の補助等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会援護の取組としては、地域社会として犯罪者の更生や地域社会への移行などへの支援が求められていることから、社会を明るくする運動において「公開ケース研究会」「ミニ集会」「作文募集」「街頭啓発活動」などを行い、市民への啓発に務めた。 ・市社協に業務を委託し、心配ごと（一般・特別）や法律相談を実施し、適切な助言や指導を行い問題解決の援助を行った。
--

6 上記の取り巻く状況の変化等を踏まえ、かつ、リニア時代を見据えた上での課題・その課題に取り組む際の方向性(有効策)

<住居等の提供>

- 生活保護や生活困窮者自立支援制度の運用、公営住宅や厚生住宅への入居などにより、居住場所の確保に務める。

<生活への援助>

- 生活への援助が必要なケースに対して、各種制度や事業により対応していく。
- 子どもの将来が、貧困の連鎖や生まれ育った環境によって左右されないように、子どもの貧困対策を関係機関による連携を図りながら総合的に推進していく。

<就労自立の支援>

- 生活困窮者自立支援法に基づく支援策をより一層推進していくために、さらなる関係機関との連携体制の構築と社会資源の整備、開拓を行う。また任意事業(就労準備支援事業・学習支援事業)の研究を深めていく。
- 福祉企業センターにおいては、受託業務の確保に努めて安定的な運営を図り、利用者の賃金の上昇に繋げていく。公共施設マネジメント計画に基づき、まずは分場の廃止・用途変更の検討を行い、続いて利用者の状況や民間の動きを見ながら本所の集約化・特化を検討していく。

<生活保護の実施>

- 生活保護受給世帯に対しては保護制度に則り、査察指導員の指導、助言のもと、担当ケースワーカーが援助方針に基づき適正実施に務めていく。特に、稼働年齢層である被保護者に対しては、稼働能力と活用できる就労の場や意思を見極める中で、就労による自立に取り組む。

<自立生活の補助等>

- 社会援護の取組としては、関係する機関や団体と協働して「社会を明るくする運動」を展開しながら、犯罪や非行の防止と立ち直りを地域全体で取り組む。
- 市社協に業務委託している総合相談は、生活困窮者自立支援制度、成年後見支援制度や他の相談事業と連携しながら、問題解決の援助を行う。